Nice BeaT 浜松 会員規約

第1章総則

第1条 名称

本施設は、メディカルフィットネス&スパ Nice BeaT浜松(以下「本施設」という。)と称します。

第2条 目的

本施設は、入会された会員(本規約第5条所定の手続を経て契約を締 結された方をいいます。以下同じ。)に本施設を提供し、心身の健康 維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を深め、併せてカルチャ -・スポーツなどの普及発展に寄与することとします。

第3条 所在地

本施設は静岡県浜松市浜名区小松1680番地におきます。

第4条 運営

本施設及び本施設の運営・管理は医療法人社団明徳会(以下「当法人」という。)が行います。なお、会員の個人情報に関しては、当法人が別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第2章 会員資格及び諸費用

第5条 入会及び諸費用

- 本施設は、入会申込書に記入し入会金を支払った方に、 NiceBeaT浜松会員キー(会員証)を発行し会員であることの証 明とします。 月会費は、会員が施設利用の前月末までに納めることで当月の
- 施設利用が可能となります。
- 入会金及び月会費は、会員と当法人との契約に基づく金額と し、一旦払い込まれた入会金及び月会費は返還しません。 3.
- 入会金、月会費は、経済事情等の変動により、改定することが 4. あります。
- の人があった。 月会費の払い込み方法は、原則として、銀行自動引き落としと します。収納代行サービスは、静銀コンサルティング㈱の業務 委託を受け、静銀コンピューターサービス㈱が行います。銀行 自動引き落とし費用は本施設が負担します。

第6条 会員資格

本施設の会員資格は、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とし ます。但し、下記に該当する方は入会することができません。

- (1) 結核病、伝染病、およびこれに類する疾患を有する方
- (2) 刺青・タトゥーのある方
- (3) 医師から運動を禁止されている方
- (4) 15歳未満の方
- (5) 介助の必要な方
- (6) 本施設又は当法人が入会に適さないと判断した方

- **第7条 会員キー(会員証)**1. 本施設は、会員に対して会員キー(会員証)を発行します。会 員は、本施設を利用する際、会員キーを入館ゲートにパスしな ければなりません。

 - 3.
 - ければなりません。 会員キーを他人に貸与、譲渡することはできません。 会員は、退会時に会員キーを返還しなければなりません。 会員は、会員キーを紛失、毀損した場合、本施設に届け出、再 発行の手続きをしなければなりません。 再発行の料金については細則によります。

第8条 会員資格の譲渡禁止

本施設の会員資格は、他人に譲渡することは出来ません。

第9条 会員種別

本施設は会員制です。会員種別及び各要件は細則の通りです。

第10条 未成年者

15歳以上の未成年者が本施設への入会を希望する場合は、親権者の 同意を必要とします。

第11条 休会届 下記に該当する方で、1ヶ月以上休会する方は休会届を提出すること で、最大1年間休会することができます。

- (1) 病気、怪我により入院または手術をされる方
- (2) 骨折等により1ヶ月以上にわたり運動が制限される方
- (3) 出産
- (4) 正当な理由があり、本施設が認める場合

各月15日までに休会届を、本施設受付に直接提出することにより、 翌月から休会することができます。

復会の手続きを該当月(休会後1年)までに行わられない場合は、退 会となります。退会後、再度入会していただく場合、入会金の支払い 義務が発生します。

第12条 資格停止または除名

本施設は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当該 会員につき、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- (1) 本施設の品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、又は本施設の 秩序を乱したとき
- (2) 本規約その他、本施設の定める規則に違反したとき

(3) その他、本施設又は当法人において、除名を相当と認める事由が

第13条 退会

- (1) 退会する場合には、各月15日までに退会届を本施設に提出することで、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での とて、その月末限りで返去することができます。電話等口頭での 退会は受け付けません。月会費は、退会する日の属する月の末日 分まで発生するものとします。なお、本施設が退会届を受領しな い限り会費支払義務は発生するものとします。 (2) 休会届を出さずに2ヶ月以上月会費を遅滞し、支払いを催促され たにもかかわらず、これを支払わなかったときは退会となりま

第14条 資格の喪失

会員は、次の場合その資格を失うものとします。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名処分を受けたとき
- (4) 本施設への入会申し込みに際して、虚偽の事実を申告しまたは不正な手段で入会したことが判明したとき
- (5) その他前各号に準じる事由が認められたとき

第3章 附則

第15条 運動療法処方における施設利用

本施設は、医師により運動療法処方箋が処方されている者に会員手続 きをせず、1回利用料2,500円を支払うことで支払日に限り本施設の利 用が可能です。利用における規約は、当法人の定める会員規約、細則、利用規則に準じます。

第16条 本施設の廃止、利用制限

- 1. 本施設は次の事由により、本施設の一部又は全部を閉鎖するこ があります
 - (1)気象、災害、事故等の事由により、必要があるとき
 - (2)本施設の改造または補修のため、必要があるとき
- (3)法律の改正、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化によ り、必要があるとき
- (4)その他本施設または当法人において閉鎖または臨時休業の必要が あると判断したとき
- 2.本施設は、会員及び会員以外の者を対象とした各種スクールを開催 します。なお、会員はスクール開催期間中、本施設の内、スクール で使用している部分について、原則として使用できないものとしま
- 3.各種大会及び特別行事を開催する場合は、本施設の一部の利用が制 限されることがあります。

第17条 休業日

本施設の休業日は、細則に定めるものとします。

第18条 事故の責任

- 1.会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとし ます。技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとし ます
- 2.会員が本施設を利用中に発生した紛失、盗難、トレーニング中の事 故、その他当法人が予防できないと認められる事故について、当法 人及び本施設には過失が認められず一切責任を負いません。但し、 本施設に故意又は重過失があった場合はこの限りではありません。
- 3.当施設ご利用以外での駐車は固くお断りいたします。また、当駐車 場をご利用中の盗難・事故等につきましては、一切責任を負いかね ますのでご了承ください。
- 4.会員相互間のトラブルについては、当事者同士で解決するものと し、当法人及び本施設は一切責任を負いません。

第19条 会員個人情報の変更

会員は、入会時に届け出た住所、電話番号、メールアドレスなどの内 容に変更があった場合、速やかにその内容を本施設へ届け出ることと します。

第20条 利用規則

本施設の運用上必要と認められる事項については、別途利用規則によ りこれを定めます。会員は、これを厳守しなければなりません。

第21条 細則

本会則に定めない事項については、別途細則によりこれを定めるもの とします。

第22条 規約の認定

本施設または当法人は、本規約、細則、利用規則等を改訂することが あります。この場合、改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当施設ホームページにて会員に告知するものとします。 全ての会員は、改定した本規約、細則、利用規則等に異議なく新しい 規約を遵守されるものといたします。

第23条 発効

本会則は、令和元年11月1日より発効します。 改訂履歴 2025年3月1日改定